

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 秋田県規則第十四号

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する減免) 第四十四条の十四 略</p> <p>2 5 6 略</p> <p>7 条例第二百二十四条の十三第一項第三号又は第四号に掲げる自動車について環境性能割の減免を受けようとする者は、第四十四条の十二第一項の規定により申請書を提出する際に、当該減免に係る身体障害者の身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、知的障害者の療育手帳又は精神障害者の精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）及び自動車を運転する者の運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を提示するとともに、減免の対象となる自動車が精神障害者によつて運転されるもの（当該精神障害者と生計を一にする者が取得するものに限る。）若しくは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者によつて運転されるもの又は障害者のみの世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、申請書に当該自動車に係る当該事実を証明する社会福祉法第十四条の規定により設置された福祉に関する事務所若し</p>	<p>(身体障害者等に対する減免) 第四十四条の十四 略</p> <p>2 5 6 略</p> <p>7 条例第二百二十四条の十三第一項第三号又は第四号に掲げる自動車について環境性能割の減免を受けようとする者は、第四十四条の十二第一項の規定により申請書を提出する際に、当該減免に係る身体障害者の身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、知的障害者の療育手帳又は精神障害者の精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）及び自動車を運転する者の運転免許証</p> <p>を提示するとともに、減免の対象となる自動車が精神障害者によつて運転されるもの（当該精神障害者と生計を一にする者が取得するものに限る。）若しくは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者によつて運転されるもの又は障害者のみの世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、申請書に当該自動車に係る当該事実を証明する社会福祉法第十四条の規定により設置された福祉に関する事務所若し</p>

くは町村の長（当該身体障害者が戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものである場合にあつては、健康福祉部福祉政策課長。第四十六条の四第二項において「福祉事務所長等」という。）又は地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定により設置された保健所の長（第四十六条の四第二項において「保健所長」という。）の証明書及び総合県税事務所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

8 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。第四十六条の四第三項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

9 総合県税事務所長は、第七項の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る身体障害者等の身体障害者手帳等に受理印を押印しなければならない。

（環境性割に係る書類等の様式）  
 第四十四条の十七 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

略	上欄	略	中欄	略	下欄
九項	第四十四条の十四第	自動車税環境性割 減免申請受理印	三	様式第一号の	

2 略  
 （減免申請等）  
 第四十六条の四 条例第三百三十四条第三項の規定により種別割の減

くは町村の長（当該身体障害者が戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものである場合にあつては、健康福祉部福祉政策課長。以下「福祉事務所長等」という。）又は地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）の証明書及び総合県税事務所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

8 総合県税事務所長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る身体障害者等の身体障害者手帳等に受理印を押印しなければならない。

（環境性割に係る書類等の様式）  
 第四十四条の十七 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

略	上欄	略	中欄	略	下欄
八項	第四十四条の十四第	自動車税環境性割 減免申請受理印	三	様式第一号の	

2 略  
 （減免申請等）  
 第四十六条の四 条例第三百三十四条第三項の規定により種別割の減

<p>6   第一項ただし書の規定により身体障害者手帳等及び運転者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を要しない者</p>	<p>4   5   略</p>	<p>3   第一項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p>	<p>2   略</p> <p>五 運転者の免許証等の有効期限 六 八 略</p> <p>免の申請をしようとする者は、当該種別割の納期限まで（条例第百二十七条第二項の規定により証紙をもつて種別割を納付すべき者又は条例第百二十七条の二の規定の適用を受ける者にあつては、条例第百三十条第一項第一号又は第二号の規定による申告書を提出する時）に、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を総合県税事務所に提出するとともに、当該減免に係る身体障害者等の身体障害者手帳等及び自動車運転する者（以下この条において「運転者」という。）の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。ただし、前年度において条例第百三十四条第一項又は第二項の規定による種別割の減免を受けた自動車について引き続き種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳等の再交付があつたとき又は次に掲げる事項について前年度に申請したところと異なるとき（運転者の免許証等（道路交通法第百一条に規定する免許証等）をいう。第五号及び第六項第五号において同じ。）の有効期間の更新を受けたことにより第五号に掲げる事項について変更があつた場合及び自動車を変更することなく当該自動車の登録番号を変更したことにより第七号に掲げる自動車の登録番号について変更があつた場合を除く。）を除き、身体障害者手帳等及び運転者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を要しない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 運転者の免許証等の有効期限 六 八 略</p>
<p>5   第一項ただし書の規定により身体障害者手帳等及び運転者の運転免許証</p>	<p>3   4   略</p>	<p>2   略</p> <p>五 運転者の運転免許証の有効期限 六 八 略</p>	<p>免の申請をしようとする者は、当該種別割の納期限まで（条例第百二十七条第二項の規定により証紙をもつて種別割を納付すべき者又は条例第百二十七条の二の規定の適用を受ける者にあつては、条例第百三十条第一項第一号又は第二号の規定による申告書を提出する時）に、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を総合県税事務所に提出するとともに、当該減免に係る身体障害者等の身体障害者手帳等及び自動車運転する者（以下この条において「運転者」という。）の運転免許証を提示しなければならない。ただし、前年度において条例第百三十四条第一項又は第二項の規定による種別割の減免を受けた自動車について引き続き種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳等の再交付があつたとき又は次に掲げる事項について前年度に申請したところと異なるとき（運転者の運転免許証をいう。第五号及び第六項第五号において同じ。）の有効期間の更新を受けたことにより第五号に掲げる事項について変更があつた場合及び自動車を変更することなく当該自動車の登録番号を変更したことにより第七号に掲げる自動車の登録番号について変更があつた場合を除く。）を除き、身体障害者手帳等及び運転者の運転免許証の提示を要しない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 運転者の運転免許証の有効期限 六 八 略</p>

は、当該年度の種別割の賦課決定前において、当該種別割の減免について次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申出書を提出することができる。

- 一～四 略
- 五 運転者の免許証等の有効期限
- 六・七 略

7| (種別割に係る書類等の様式)  
第四十七条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

略	上欄	中欄	下欄
略	第四十六条の四第四項	自動車税種別割減免申請受理印	様式第百五号
略	第四十六条の四第五項、第四十六条の五第三項、第四十六条の八第三項(第四十六条の八の三において準用する場合を含む。)	自動車税種別割減免承認(不承認)通知書	様式第百六号
2 略	条の九第三項		

は、当該年度の種別割の賦課決定前において、当該種別割の減免について次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申出書を提出することができる。

- 一～四 略
- 五 運転者の運転免許証の有効期限
- 六・七 略

6| (種別割に係る書類等の様式)  
第四十七条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

略	上欄	中欄	下欄
略	第四十六条の四第三項	自動車税種別割減免申請受理印	様式第百五号
略	第四十六条の四第四項、第四十六条の五第三項、第四十六条の八第三項(第四十六条の八の三において準用する場合を含む。)	自動車税種別割減免承認(不承認)通知書	様式第百六号
2 略	条の九第三項		

附則  
この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。